



児童通所支援 ガイドブック

令和5年(2023年)4月版
豊中市



はじめに

児童通所支援を通じて、児童期から多様性が尊重される環境で、それぞれの子どもらしさが発揮できるような発達支援を受けて成長していくことは、子どもの自己肯定感を高めるために大切なことです。

児童発達支援や放課後等デイサービスは、子どもの最善の利益、健全な育成を図るために児童福祉法に位置づけられた制度です。

このガイドブックでは、それぞれのサービスの内容や利用するまでの流れ、利用料金のことなどについて紹介しています。わからないことがあれば、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

豊中市こども未来部 おやこ保健課 保健企画係

〒560-0023 豊中市岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ1階

TEL：06-6858-2285 FAX：06-6846-6080



もくじ

1. 児童通所支援サービスの紹介
～こんなサービスがあります～ 1
2. サービスを利用するまでの流れ
～子どもに適切なサービスを検討します～ 5
3. サービスの利用料金について
～ひと月あたり必要な費用のこと～ 7
4. 気をつけていただきたいこと
～こんなときは手続きが必要です～ 10
5. 園や学校との連携について
～家庭・教育・福祉のトライアングル～ 13
6. よくあるご質問 14

1. 児童通所支援サービスの紹介

～こんなサービスがあります～

児童通所支援サービスは、発達に課題のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けるための制度です。

住民票のある市町村に、サービス等利用計画を添えて障害児通所支援給付費等の支給申請（受給者証の交付申請）を行うことにより、児童通所支援サービスを利用することができます。

■ 対象となる子ども

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を持っている子ども
- 乳幼児健診や病院・診療所、児童発達支援センター等で発達に何らかの所見があり療育の必要性が認められる子ども



■ 児童発達支援

- 対象 小学校に就学する前の子ども
- 内容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応などの支援を行います。

■ 医療型児童発達支援

- 対象 小学校に就学する前の肢体不自由がある子ども
- 内容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応などの支援とあわせ、理学療法や医療的管理に基づいた支援を行います。

■ 放課後等デイサービス

- 対象 小学生・中学生・高校生
※特例により20歳まで利用できる場合もあります。
- 内容 放課後や長期休業（夏休みなど）に生活能力向上のために必要な療育や社会との交流促進などの支援を行います。

放課後等デイサービスで行う基本活動

- ・自立支援と日常生活の充実のための活動
- ・創作活動
- ・地域交流の機会の提供
- ・余暇の提供

※厚生労働省 放課後等デイサービスガイドラインより



■ 保育所等訪問支援

- 対象 保育所やこども園などに通園中または小学校などに通学中または児童養護施設などに入所中の子ども（18歳未満）
- 内容 発達支援を行う施設の職員が、保育所やこども園、小学校、児童養護施設等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■ 居宅訪問型児童発達支援

- 対象 重度の障害等により外出が困難な子ども（18歳未満）
- 内容 外出が困難な子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与等の支援を行います。

■ 1日の流れ

● 児童発達支援

支援の内容や事業所で実施できるプログラムなどにより、1日の流れや通所する時間はさまざまです。

児童発達支援は、小学校就学前の子どもが対象ですのでこども園等に行った後に通う場合と、こども園等のかわりに日中利用する場合があります。

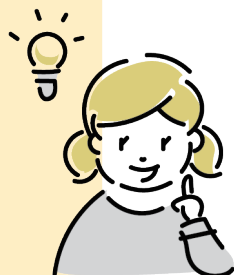
ここでは、朝から夕方までの例を紹介します。

朝	・来所（保護者送迎 or 送迎サービス） ・健康観察 ・個別活動 ・お片付け
12:00	・給食、歯みがき ・グループでの療育
15:00	・おやつ ・自由活動 ・お片づけ、帰りの準備
夕方	・帰宅（保護者送迎 or 送迎サービス）

児童発達支援で行われる支援の内容

- ・アタッチメント（愛着行動）の形成
- ・模倣行動の支援
- ・感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- ・一人遊びから協同遊びへの支援
- ・自己の理解とコントロールのための支援
- ・集団への参加への支援

※厚生労働省 児童発達支援ガイドラインより



● 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスでは、平日は学校が終わった後の時間で療育を行います。

学校がお休みの日や夏休みなどの長期休業期間中は、朝から夕方まで過ごすことができる場合もあります。

ここでは、平日の例を紹介します。

14:30

- ・来所
(自分で通所 or 保護者送迎 or 送迎サービス)
- ・健康観察
- ・宿題、自由遊びなど

15:00

- ・おやつ
- ・療育プログラム
- ・お片づけ、帰りの準備

夕方

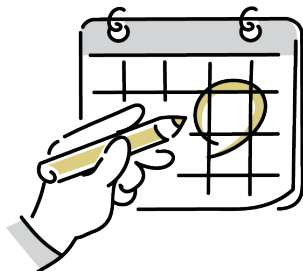
- ・帰宅
(自分で通所 or 保護者送迎 or 送迎サービス)

■ スケジュールを組むときのポイント

受給者証の交付申請をするとき(次ページ参照)に、子どもの療育の必要性に応じて通所日数(支給量)が決まります。

例えば、支給量が10日であれば、1か月に10日間(概ね1週間に2日)児童通所支援に通うことができます。

なお、複数の事業所を通所で利用する場合、1日に利用できる事業所は1か所です。午前と午後で2つの事業所を利用することはできません。



2. サービスを利用するまでの流れ

～子どもに適切なサービスを検討します～

児童通所支援サービスを利用するきっかけや利用しはじめるタイミングは、子どもによりさまざまです。

保健センターでの乳幼児健診や、発達外来のある病院・診療所等で発達に何らかの所見があり療育が必要と認められる場合や、身体障害者手帳や療育手帳を持っている場合などがあります。

保護者の判断だけで受給者証を申請することはできません。

「療育が必要と言われたことはないけれど、発達の遅れが気になる…」というときは、発達外来のある病院・診療所にご相談ください。また、市の児童発達支援センター こども療育相談「つぼみ」(P.15参照)でも、相談を受け付けています。



■ はじめて利用するとき

1

通所支援事業所を見学し 「サービス等利用計画」を作成します

児童通所支援サービスには、事業所によりさまざまな特色があります。支援プログラムの内容や予約の状況など、まずはご家族で見学に行って説明を受けてみることをおすすめします。

事業所が決まったら「サービス等利用計画」を作成します。

サービス等利用計画はサービス利用の全体像をまとめたトータルプランで、受給者証の申請手続きに必要なものです。

相談支援事業所(次ページ参照)が作成する場合と、ご家族や支援者が「セルフプラン」として作成する場合があります。



サービス等利用計画について詳しくはこちら
(市ホームページよりご覧いただけます)

2

関係書類を添えて受給者証の交付申請をします 窓口：豊中市こども未来部 おやこ保健課 保健企画係

面談日程の調整

- ❖ 要予約：電話（06-6858-2285）
記入が必要な書類は事前に郵送されます。

面談 (対面／電話)

- ❖ 子どもの発達の状況等について、対面（来所）か電話で聞き取り（1時間程度）
母子手帳、マイナンバーの分かるもの、身体障害者手帳・療育手帳・発達検査の結果や診断書等、療育が必要と分かる書類、「サービス等利用計画」を持参してください。

受給者証の交付

- ❖ 計画・面談の内容に基づき支給決定
面談から2～3週間後、受給者証が郵送されます。
受給者証を事業所に持参し、契約します。

更新手続き (年1回)

- 受給者証の有効期限は、児童の誕生月の末日です。
(1日生まれのかたは、誕生月の前月の末日まで)
継続利用する場合は更新手続きが必要です。
概ね誕生月の2か月前に案内が郵送されます。

相談支援事業所ってどんなところ？

どのような支援サービスが子どもにとって適切か分からないときは、相談支援事業所が相談に応じます。利用料金は無料です。

子どもの心身の状況や環境、サービス利用に関する意向をふまえ、相談支援専門員が適切なサービス利用の提案を行います。また、子ども本人の目標やニーズに基づいて「サービス等利用計画」を立ててもらうことができます。



3. サービスの利用料金について ～ひと月あたり必要な費用のこと～

児童通所支援サービスの利用者負担額は、1か月の総費用の
1割(10%)です。

(例) 1か月で10,000円の費用がかかった場合

豊中市 2,250円 (22.5%)	大阪府 2,250円 (22.5%)	国 4,500円 (45%)	利用者 負担額 1,000円 (10%)
--------------------------	--------------------------	----------------------	-------------------------------

ただし、利用者負担には月額の上限があります。

上限額は、児童通所支援サービスを利用する児童の
保護者の属する世帯の所得に応じて決定します。



利用者負担 上限月額の一覧表 (1か月の負担限度額)

所得区分	月額上限額
市民税非課税世帯[生活保護][低所得]	0円
世帯全員の市民税所得割額の合計が28万円未満	4,600円
市民税課税世帯で上記以外	37,200円

※ おやつ代や創作活動などにかかる実費負担分に関しては
別途事業所へお支払いいただく必要があります。



■ 就学前児童の発達支援無償化

令和元年（2019年）10月から、3歳から5歳までの幼児教育・保育の費用が無償化されました。これに伴い、就学前の児童の発達支援にかかる費用についても無料となります。

保護者による手続きは必要ありません。

- 対象となる期間 満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間
- 無償となる費用 児童福祉法に基づくサービス費用の利用者負担額※おやつ代などの実費負担分は対象外

■ 高額障害児通所給付費について

同じ世帯の中で複数の児童が児童通所支援サービスを利用する場合や、児童通所支援サービスと障害福祉サービスや補装具を併用利用する場合など、世帯の負担上限額を超えて支払った利用料を「高額通所給付費」として償還払いします。

同一の子どもが児童通所支援サービス等を併せて利用している場合に限りです。

還付を受けるためには、手続きが必要です。

サービスの組み合わせや課税状況により対象とならない場合がありますので、事前にこども政策課（06-6858-2452）までお問合せください。

- 合算の対象となる費用
 - ・児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額
[例：児童発達支援・放課後等デイサービスなど]
 - ・障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
[例：居宅介護、重度訪問介護、就労移行支援など]
 - ・補装具にかかる利用者負担額

■ 多子軽減措置について

児童通所支援サービスを利用する就学前の児童がいる世帯で、以下2つの要件のうちいずれかに当てはまる場合、就学前の第2子以降の子どもについて利用者負担額が軽減されます。

軽減措置を受けるためには、利用者負担額の減額・免除申請手続きが必要です。

1. 保育所等に通う、もしくは児童通所支援サービスを利用する就学前の兄または姉がいる
2. 世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、生計を同じくする兄または姉がいる

(注1) 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特例保育のこと。児童通所支援サービスとは、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）のこと。

(注2) 小学校就学後の児童や、兄または姉のいない児童は軽減対象外です。

(注3) 軽減後の世帯合計月額が世帯の利用者負担上限月額を超える場合、利用者負担上限月額が負担額となります。

当該児童の区分	算定額
保育所等に通う、もしくは児童通所支援サービスを利用する就学前の兄または姉が1人いる	児童通所支援サービスの総費用額の5/100 (第2子軽減)
保育所等に通う、もしくは児童通所支援サービスを利用する就学前の兄または姉が2人以上いる	0円 (第3子以降軽減)
世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、生計を同じくする兄または姉が1人いる	児童通所支援サービスの総費用額の5/100 (第2子軽減)
世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、生計を同じくする兄または姉が2人以上いる	0円 (第3子以降軽減)

4. 気をつけていただきたいこと ～こんなときは手続きが必要です～

■ 事業所と新たに契約するとき

受給者証は、新規利用開始時に必ず事業所へ提示してください。

■ 複数の事業所を利用することになったとき

同じ日に複数の事業所を利用することはできません。

誤って利用した場合、全額自己負担となります。

事業所の利用を1か所から2か所以上に増やす場合、利用者負担額が0円のかた以外は利用者負担上限額管理事務依頼届出書(※)が必要となる場合があります。

おやか保健課までご連絡ください。

※ 複数の事業所を利用するとき、利用者負担額が上限月額を超えないように調整する事業所を届け出るための書類

■ 利用者負担額の変更があるとき

- ① 世帯異動がある場合
- ② 新年度の課税額の増減で、所得区分が変わる場合
- ③ 生活保護を受給する場合

利用者負担額の変更が可能です。

おやか保健課までご連絡ください。

原則として申請のあった日の翌月からの変更適用となります。

※ ③または生活保護境界層該当となった場合は、申請月から変更が適用されます。

■ 1か月あたりの利用日数を変更したいとき

子どもの成長や生活の変化に伴い、現在の利用日数（支給量）よりも療育の機会を増やすことが必要と認められる場合には、支給量を変更することができます。

ただし、改めてP.6に記載の「面談」と「サービス等利用計画」の提出が必要です。相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼している場合は、相談支援事業所にもご連絡ください。

現在利用中の事業所もしくは新たに利用する事業所と事前に相談の上、おやこ保健課までご連絡ください。

※支給量変更の適用は申請日（面談実施日）の翌月からとなります。

※放課後等デイサービスの利用日数の上限は、原則として23日（週5日まで）となっています。

■ 受給者証の記載内容に変更があったとき

住所、氏名など受給者証の記載内容に変更があった場合は、受給者証の変更手続きが必要です。おやこ保健課までご連絡ください。

また、事業所には改めて受給者証を提示してください。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を新たに取得した場合、等級変更等があった場合は、事業所にご連絡ください。内容により、受給者証の変更手続きが必要な場合もあります。

■ 予約をキャンセルするとき

事業所に予約を入れた後、キャンセルをする場合は必ず3営業日前までに連絡を入れてください。3営業日を過ぎると、欠席に伴う費用が発生します。

事業所や他の利用希望児童の迷惑になりますので、無断欠席は厳につつしんでください。

■ 受給者証の有効期限が迫っているとき

受給者証の有効期限は、児童の誕生月の末日です。

(1日生まれのかたは、誕生月の前月の末日まで)

受給者証の支給決定期間が終了し、引き続きサービスの利用を希望する場合には、更新の申請が必要になります。

更新せずにサービスを利用した場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。

更新手続きの書類は、概ね誕生月の2か月前にお送りします。

手続きは有効期間内に完了させるようにしてください。

■ 医療的ケア判定スコアの更新

受給者証の「支給量等」の欄に『医療的ケア児』の記載がある場合は、一年に一度「医療的ケア判定スコア」の更新が必要になります。

受給者証更新の際は「医療的ケア判定スコア」も更新していただき、コピーの提出をお願いします。

■ 高等学校を退学するとき

高等学校を退学された場合は、受給者証の変更手続き等が必要になりますので、おやこ保健課までご連絡ください。

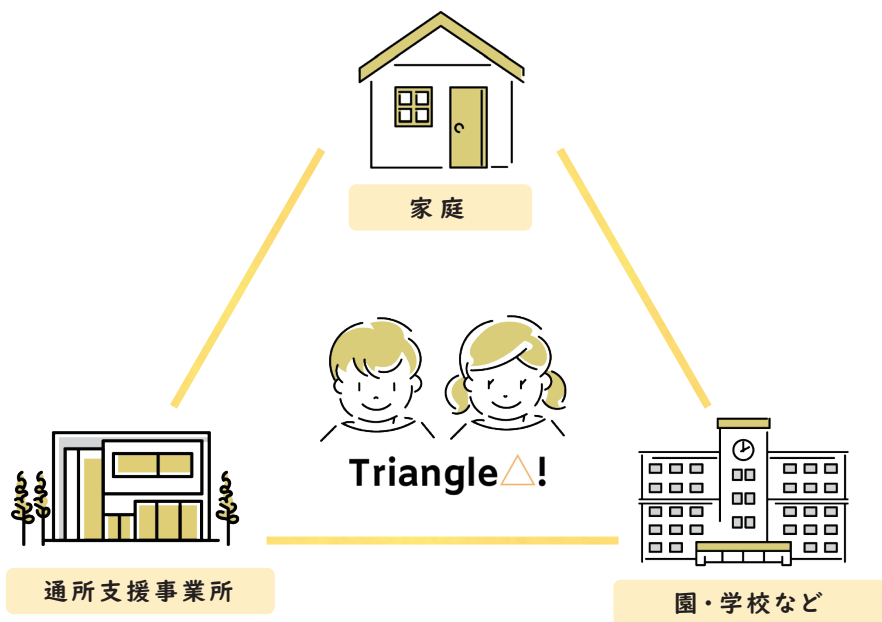
■ 豊中市外へ転出するとき

市外へ転出する場合は、豊中市が発行する受給者証を継続して利用することはできません。おやこ保健課まで連絡のうえ、返却してください。

転入先で継続してサービスを利用される場合は、転入日に利用申請をしてください。

5. 園や学校との連携について ～家庭・教育・福祉のトライアングル～

園や学校に通うようになると、子どもはさまざまな環境で生活することになります。それぞれの場で子どもを支援する大人たちが、子どもの得意なことや困りごと、生活の流れなどについて共通認識をもっていることは、子どもにとって大きな支えとなります。



支援者どうしが繋がり、コミュニケーションをとって子どもを支えていくことがとても大切です。

子どものこと、先生やスタッフと積極的に情報共有しましょう!

- ・どんなことが得意?どんなことが苦手?
- ・がんばっていること、褒めて伸ばしてあげたいポイント
- ・通っている通所支援事業所のこと、送迎の有無
- ・進路のこと、将来のこと

6. よくあるご質問

利用できる事業所は豊中市内だけですか？

豊中市内に限らず、他市の事業所も利用できます。どの事業所に通うか検討するときは、通所にかかる時間なども考慮し、子ども自身やご家族にとって無理のないよう計画してください。



事業所はどのように探せばいいですか？



市ホームページに市内事業所一覧を掲載していますので、活用してください。

豊中市の通所・相談支援事業所一覧
(市ホームページよりご覧いただけます)



受給者証を申請するときに子どもの同席は必要ですか？

同席する必要はありません。

受給者証の新規発行にはどのくらい日数がかかりますか？

時期により異なりますが、概ね面談から2～3週間程度で受給者証を郵送します。※例年、2月～3月は混み合います。

豊中市立児童発達支援センター

豊中市立児童発達支援センターは、障害や発達に課題がある子どもが地域で安心して成長できるよう、総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点となる施設です。

子育てで悩んでいるかたや、子どもとの関わり方が分からないかたなど、保護者の不安を保育士や専門職がお聴きし、関わっていきます。

● このような専門職が関わります

理学療法士

運動の発達や
姿勢の専門家です

保育士

あそびや生活の
専門家です

心理士

心の育ちや親子の
関わりの専門家です

作業療法士

あそびの発達や
手の使い方の
専門家です

言語聴覚士

言葉や「食べる」
「飲む」ことの
専門家です

こども療育相談「つぼみ」

来所やお電話で発達上の様々なお困りごとをお持ちの保護者や児童に対し、その課題の整理や問題解決に向けての工夫や環境の作り方について、専門の職員が助言をします。

〒561-0854
豊中市稲津町1-1-20
児童発達支援センター2階
TEL:06-6866-2377



↑ 診療所の理学療法室



↑ 療育相談の面談室

いつでもお電話を
あなたの気持ちうけとめます

こども総合相談窓口

24時間
365日 06-6852-5172

子どもに関する 相談窓口



こども総合相談窓口

18歳になるまでの子どもと家庭
に関わるさまざまな相談をお聴き
し、一緒に考えます。

06-6852-5172

24時間 365日(電話のみ)

来所は月～金曜

9:00～17:15

子育て心の悩み相談

子育てをしんどく感じる、子ども
との関わり方がわからないなど、
子育ての悩みや不安、子どもと
の関係についての相談を臨床
心理士が受け付けます。

06-6852-5172

月～金曜

9:00～17:15

子育て心の悩み相談

こんなことで困っていませんか?

一人で悩まずに、相談してください。

こども家庭相談課では子育ての悩みや不安、子どもとの関係についての相談を臨床心理士が行っています。

一度ゆっくりお話ししてみませんか?

予約電話: 06-6852-5172
月曜～金曜 9時から17時15分
費用: 無料

個人の秘密は
堅く守ります

